

長島町農業委員の候補者を募集します

長島町農業委員会委員の任期満了（令和7年3月31日）に伴い、農業委員となって活動していただける人の募集を行います。

農業委員会は、その主たる使命である『農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進』を中心に、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用の案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する市町村の行政委員会です。

1 募集人数 15人

2 任用期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

3 主な業務内容

- 農地の権利移動や転用に係る審査や許認可
- 農地利用の最適化活動（担い手への農地の集積・集約化、農地中間管理機構との連携活動、新規参入者の推進、遊休農地の発生防止・解消、違反転用の監視業務等）
- 農業一般に関する調査及び農業者等への情報の提供

4 報酬等 条例に基づく（月額35,000円及び費用弁償）

5 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- ・長島町に住所を有する者を基本とし、町外に住所を有する者も妨げない
- ・長島町が設置する他の行政委員会の委員でない者
- ・長島町の職員（特別職を除く）でない者
- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者でない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない者

6 推薦及び一般募集の手続き等

農業委員候補者には、農業者、農業者等で組織する団体推薦、その他の関係者から推薦をすることも自ら応募することもできます。

規定の様式に必要事項を記入のうえ、長島町農業委員会へご提出ください。

規定の様式は役場総務課（鷹巣）と農業委員会（指江）にあります。役場ホームページからもダウンロードできます。

7 推薦及び募集期間等

(1) 受付時期

- ・受付期間：令和6年12月16日(月)から令和7年1月20日(月)まで
(土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時15分

(2) 提出場所 長島町農業委員会
出水郡長島町指江787番地 電話 0996-88-5674

8 推薦及び応募状況の公表等

受付期間の中間及び期間終了後に、次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者(団体の場合)の名称、目的、代表者の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数
- (6) 応募をする者の数及びそのうちの認定農業者(認定申請中の者を含む)等の数

9 選考方法

長島町農業委員会委員選考委員会を開催し、提出された書類等をもとに選考します。
(必要に応じて面接等を行う場合があります)

10 農業委員の選任

長島町長が長島町農業委員会委員選考委員会の意見の報告を受けて決定した農業委員候補者について、町議会の同意を得て、任命します。

11 お問い合わせ先

〒899-1395 鹿児島県出水郡長島町指江787番地
長島町農業委員会(農業委員会事務局)
電話 0996-88-5674
ホームページ <http://www.town.nagashima.lg.jp>